

# 東広島市地域共生社会の形成を図るための 施策の推進に関する条例



## (地域共生社会推進条例)

を制定しました

- 条例制定の背景(前文・第1条)

### ● 社会情勢・地域の変化

- ・少子高齢化や単身世帯の増加などの社会情勢の変化は、私たちの暮らしに少なからず影響を及ぼしています。
- ・日常生活に不安や課題を抱えている人たちが、誰にも相談できずに孤立してきています。



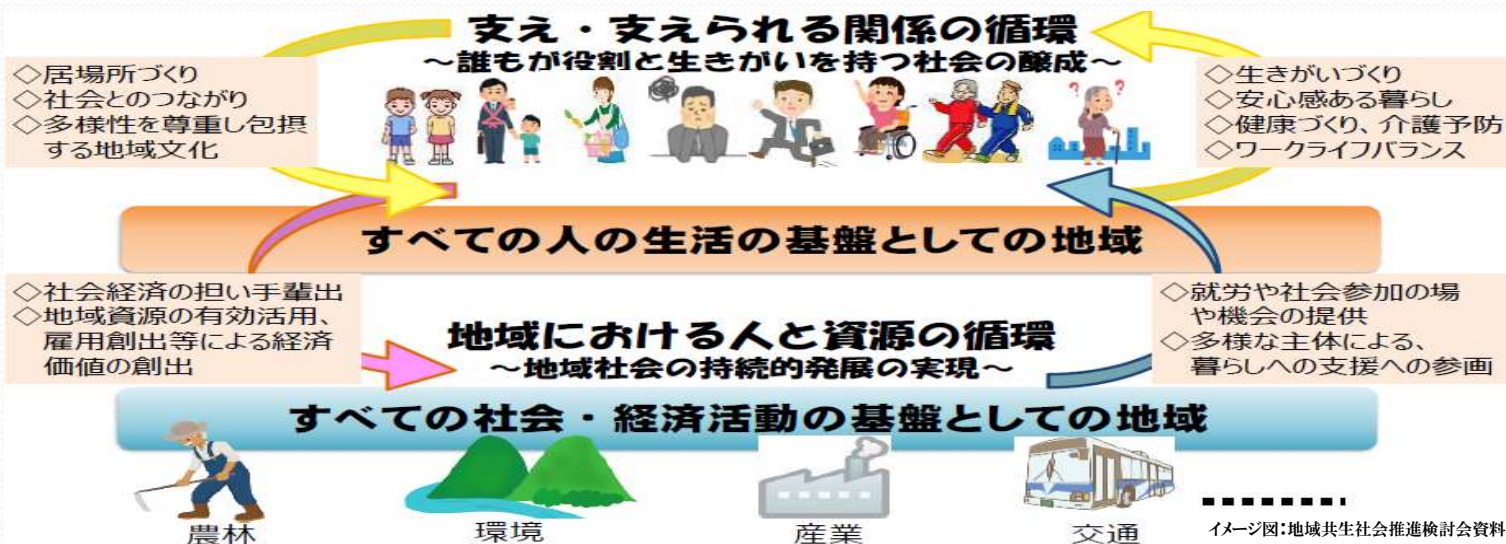
### ● 支え合いの地域社会づくりが必要

- ・あらためて地域における人と人とのつながりの大切さを考え、地域で互いに支え合うことが重要です。
- ・住み慣れた地域がいつまでも持続するように、あらゆる分野で行動を起こすことが強く求められています。

- 理念を共有し、それぞれの役割を考え、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するために条例を制定しました。

### ● 「地域共生社会」とは？(第2条)

市民一人ひとりが、それぞれの人格や個性を尊重し、地域社会に主体的に参画することにより、お互いに支え合い、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を地域共生社会とします。



イメージ図：地域共生社会推進検討会資料

### ● 基本理念(第3条)

- 地域共生社会を実現するために、次のことを理念として大切にします。

- ・誰もが希望を持ち、個人として尊重され、安心して日常生活を営むことができる社会をつくること。
- ・多様性を受け入れ、地域での支え合いを大切にするという精神に基づいて、地域の生活課題を解決するための支援が生まれ出されること。
- ・誰もが地域社会の一員として、社会、経済、文化などあらゆる分

- 野で活動に参加することができ、地域の持続的な発展のために協働すること。
- ・誰もが地域社会から孤立しないこと。
- ・関係機関が連携し、地域の課題解決を包括的に支援する体制が整備されること。

### ● 市の責務(第4条)

- 地域共生社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地域共生社会は福祉や保健医療などの分野だけでなく、労働、教育、住宅、地域再生など様々な分野の課題解決に努めることで実現されることを意識し、施策を進めていきます。

### ● 市民の責務(第5条)

- 基本理念を踏まえ、お互いに連携し、市が実施する地域共生社会の実現に向けた取り組みに協力し、地域の生活課題の把握や解決に積極的に参画するよう努めます。

